

官報

号外 平成三年三月六日

○第百二十回 参議院會議録第十二号

平成三年三月六日(水曜日)
午後四時十六分開議

○議事日程 第十二号

平成三年三月六日

午後四時開議

- 第一 平成二年度一般会計補正予算(第2号)
- 第二 平成二年度特別会計補正予算(特第2号)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、日程第一及び第二
- 一、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

木庭健太郎君から海外旅行のため十二日間の請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

平成三年三月六日 参議院會議録第十二号 請暇の件 平成二年度一般会計補正予算(第2号)外一件

○議長(土屋義彦君) 日程第一 平成二年度一般会計補正予算(第2号)

日程第二 平成二年度特別会計補正予算(特第2号)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長平井卓志君。

審査報告書

平成二年度一般会計補正予算(第2号)
平成二年度特別会計補正予算(特第2号)
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月五日

予算委員長 平井 卓志

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成二年度一般会計補正予算(第2号)は、歳出において、湾岸平和基金拠出金一兆千七百億円の追加を行い、他方、既定経費の節減、予備費の減額により、三百六十六億三千七百万円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、その他収入千六百四十四億九千七百万円の増収を見込むとともに、「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度における緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律」に基づく臨時

特別公債九千六百八十八億六千七百七百万円の発行を行うこととしている。

この結果、平成二年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ一兆三千三百三十三億六千三百百万円増額され、六十九兆六千五百十一億七千八百百万円となる。

平成二年度特別会計補正予算(特第2号)は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計及び外国為替資金特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となったものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成二年度一般会計補正予算(第2号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年二月二十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

平成二年度特別会計補正予算(特第2号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年二月二十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

〔平井卓志君登壇、拍手〕

○平井卓志君 ただいま議題となりました平成二年度補正予算第2号二案の委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、湾岸地域における平和回復活動を支援する我が国の支援を実施するため、湾岸平和基金拠出金の追加計上を行うこととしており、歳入の追加総額は一兆一千七百億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額によって三百六十六億円の修正減少を行っておりますので、歳入の純追加額は一兆一千三百三十四億円となっております。

歳入につきましては、その他収入千六百四十五億円の増収を見込むとともに、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律に基づく臨時特別公債九千六百八十九億円の発行を行うこととしております。

本補正の結果、平成二年度第二次補正後予算の総額は、歳入歳出とも第一次補正後予算に一兆一千三百三十四億円を追加し、六十九兆六千五百十二億円となっております。

また、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計及び外国為替資金特別会計について所要の補正が行われております。

補正予算二案は、二月二十五日国会に提出され、二十八日衆議院からの送付を待って三月一日橋本大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、四日、五日の二日間、質疑を行いました。

補正予算に直接かかわる質疑として、「本補正計上の湾岸平和基金拠出金九十億ドルの積算根拠を明らかにされたい。臨時特別公債償還のための財源として、法人税と石油税を選んで臨時増税とする理由は何か。また、償還財源捻出のための歳出削減について、平成三年度予算の修正に係る一千二億円の防衛関係費の削減は、新中期防衛力整備計画二十二兆七千五百億円から同額を減額することになるのか」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「国連決議に基づき湾岸地域の平和回復活動の支援については、我が国は憲法上武力行使に参加することができないので、現時点でできるだけの応分の資金協力をを行い、国際社会における我が国の責任を果たそうとするもので、世界に占めるGNP比など、我が国の国際的地位を踏まえながら、総合

○堂本曉子君 私は、日本社会党・護憲共同を代

ま、より大きく強大な軍事力による制裁、つまり戦争という手段に訴えていいものでしょうか。平和のための戦争は詭弁だと思います。戦争をしない状態が平和なのであります。戦後に平和が保障されているものでもなく、現にイラクは現在内乱

反対する第二の理由は、赤字公債の発行です。戦時公債を乱発し、日中戦争から太平洋戦争へと突入していった苦い経験からわずか半世紀です。永久に戦争を放棄した憲法のもとで制定された財政法が、戦費を調達するために公債の発行を認めていないのは明白な事実です。九千六百八十九億円に上る特別公債は、戦時公債とも言えるもので、認めることはできません。さらに、償還財源としての法人税及び石油税の増徴は国民の負担となります。平和維持への貢献であれば、国民は応分の負担を担うことをいとわないであります。しかし、戦費には反対です。

第三に、政府が、最善の予算で厳格な査定を行

最後に、海部内閣は、アメリカには戦費の負担を約束し、国会に向かっては平和回復のための非軍事的費用と、二つの顔を使い分けてきました。このことは国民の目にも明らかであります。このため、国会を無視して、国論を二分する自衛隊の海外派遣を政令で決定するこそこな手段をとりました。そのやり方を許すことはできません。欧米の識者の間から、成熟した議会制民主主義のない国、三権分立も機能しているとは言えない国との批判が今起きております。これは国際信用を失うものであります。もはや、海部内閣に新秩序のもとで世界の平和を構築する外交政策はないと言わなければなりません。

するものだったと信じます。デクエアル事務総長は、人類の英知による解決を望むと言われたそうですが、今日本の政治に求められているのは、英知と平和の理念に基づいた外交政策であります。以上で私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。(拍手)

○議長(土屋義彦君) この際、日程を追加して、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長大河原太郎君。

審査報告書

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

大蔵委員長 大河原太郎
参議院議長 土屋 義彦殿

平成三年三月六日 参議院会議録第十二号

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、湾岸地域における平和回復活動を支援するため、湾岸アラブ諸国協力理事会に設けられた湾岸平和基金に対し平成二年度の一般会計補正予算(第二号)に基づき緊急に資金を拠出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として別に予算で定めるところにより講じた措置にあわせて外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び一般会計の歳出予算等に係る節減に伴う同会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入により償還すべき臨時特別公債の発行に関する措置等について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、平成二年度の一般会計補正予算(第二号)の歳入に、外国為替資金特別会計から一般会計への繰入金として千二百二十五億円、臨時特別公債金の発行額として九千六百八十八億六千六百五十三万円が計上されている。また、平成二年度に発行した臨時特別公債の償還に充てるため、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる金額として、平成三年度に二千七百七十四億八千六百五十五万円、平成四年度から平成六年度までの間において九百九十一億六千六百六十六万五千円が予定されている。

なお、租税の収入額として、法人臨時特別税については、平成三年度四千三百六十億円、平成四年度四千四百億円、また、石油臨時特別税については、平成三年度二千二百六十億円、平成四年度百二十億円がそれぞれ見込まれており、これら両税の収入は、国債整理基金特別会計の歳入

に組み入れ、平成二年度に発行する臨時特別公債の償還財源に充てるものとされている。

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。

平成三年二月二十八日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 土屋 義彦殿

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例(第二条)
- 第三章 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例(第三条)
- 第四章 法人臨時特別税
- 第一節 総則(第四条・第十条)
- 第二節 課税標準(第十一条)
- 第三節 税額の計算(第十二条・第十三条)
- 第四節 申告及び納付等(第十四条・第十七条)
- 第五節 雑則(第十八条・第二十条)
- 第六節 罰則(第二十一条・第二十六条)
- 第五章 石油臨時特別税
- 第一節 総則(第二十七条・第三十一条)

第二節 課税標準及び税率(第三十二条・第三十三条)

第三節 免税及び税額控除等(第三十四条・第三十五条)

第四節 申告及び納付等(第三十六条・第四十二条)

第五節 雑則(第四十三条・第四十四条)

第六節 罰則(第四十五条・第四十七条)

第六章 臨時特別公債の発行等(第四十八条・第四十九条)

第七章 臨時特別税の収入の使途等(第五十条・第五十三条)

第八章 雑則(第五十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、湾岸地域における平和回復活動(湾岸地域における平和と安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動をいう。)を支援するため、湾岸アラブ諸国協力理事会(湾岸アラブ諸国協力理事会憲章に基づき設立された湾岸平和基金に対し平成二年度の一般会計補正予算(第二号)に基づき緊急に資金を拠出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入により償還すべき公債の発行に関する措置等について定めるものとする。

第二章 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例

第二条 政府は、平成二年度の一般会計補正予算(第二号)により追加される歳出の財源に充てる

議事日程追加の件 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

平成三年三月六日 参議院會議録第十二号

沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

四

ため、同年度において、外国為替資金特別会計から、千二百二十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

第三章 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例

第三条 政府は、第七章に定めるところにより第四十八条第一項に規定する臨時特別公債の償還に充てるため、平成三年度において一般会計から国債整理基金特別会計に二千七百億四百八十六万五千円を繰り入れるほか、平成四年度から平成六年度までの間において九百九十一億六千六百六十六万五千円に達するまでの金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第四章 法人臨時特別税

第一節 総則

(定義)
第四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二 外国法人 内国法人以外の法人をいう。

三 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

四 指定期間 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの期間をいう。

五 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

六 法人臨時特別税申告書 第十四条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。)をいう。

七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税通則法第二十条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

(人格のない社団等に対する適用)
第五条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

(納税義務者)

第六条 法人は、基準法人税額につき、この法律により、法人臨時特別税を納める義務がある。

(課税の対象)

第七条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、法人臨時特別税を課する。

(基準法人税額)

第八条 この章において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各課税事業年度の所得の金額(法人税法第百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各課税事業年度の所得の金額を含む。)につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十七条から第七十条の二まで及び第百四十四条の規定並びに租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三章第五節の三及び第六十八條の二の規定を除く。)により計算した法人税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。)をいう。

(課税事業年度)
第九条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に終了する事業年度をいう。

2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、指定期間内に終了する事業年度の月数の合計が十二月に満たない法人及び当該月数の合計が十二月を超える法人(次号から第五号までに掲げる法人を除く。)これらの法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度

二 指定期間内に新たに設立された法人(次号から第五号までに掲げる法人を除く。)指定期間内の日を含む事業年度

三 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に同条第十三号に規定する収益事業を開始したもの(次号及び第五号に掲げる法人を除く。)その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

四 指定期間内に法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人(同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。)のいずれかに新たに該当することとなった外国法人(次号に掲げる法人を除く。)その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

五 指定期間内に合併をした法人で合併後存続するもの及び指定期間内の合併により設立された法人 第一号又は第二号に定める事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(納税地)
第十条 法人の法人臨時特別税の納税地は、当該法人の法人税法第一編第六章の規定による法人税の納税地とする。

第二節 課税標準

(各課税事業年度の法人臨時特別税の課税標準)
第十一条 法人臨時特別税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額から年三百万円を控除した残額とする。

3 課税事業年度が一年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年三百万円」とあるのは、「三百万円を十二で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 第九条第二項各号に掲げる法人の各課税事業年度の最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、第二項の規定にかかわらず、同項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する残額を当該最後の課税事業年度の月数で除し、これに次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数を乗じて計算した金額とする。

一 第九条第二項第一号に掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日以後一年を経過する日までの期間

二 第九条第二項第二号から第四号までに掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日までの期間

三 第九条第二項第五号に掲げる法人 前二号に定める期間に準ずるものとして政令で定める期間

5 前二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第三節 税額の計算

(税率)
第十二条 法人臨時特別税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の二・五の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国税額の控除)
第十三条 法人臨時特別税申告書を提出する内国法人が課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項の控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算した当該課税事

業年度の法人臨時特別税の額のうち当該国内法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の法人臨時特別税の額から控除する。

2 法人税法第六十九条第六項、第七項及び第九項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四節 申告及び納付等
(課税標準及び税額の申告)

第十四条 法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額
二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した法人臨時特別税の額
三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 法人税法第四十五条において準用する同法第七十四条第一項の規定は、外国法人の前項の規定による申告書の提出期限について準用する。

3 法人税法第七十五条及び第七十五条の二（これらの規定を同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定は、法人の第一項の規定による申告書の提出期限について準用する。

4 租税特別措置法第六十六条の四の規定は、前項において準用する法人税法第七十五条の二（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人の第一項の規定による申告書に係る課税事業年度の法人臨時特別税について準用する。

(法人臨時特別税の期限内申告による納付)
第十五条 前条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人臨時特別税を国に納付しなければならない。

(更正の請求の特例)

第十六条 法人税法第八十二条の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る事業年度の課税事業年度の法人臨時特別税申告書に記載した、又は決定を受けた当該課税事業年度に係る第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となることについて準用する。

一 法人税法第二十一条に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで（同法第四十五条において準用する場合を含む。）に掲げる金額
二 法人臨時特別税申告書に記載すべき第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる金額
(青色申告)

第十七条 法人が法人税法第二百二十一条第一項（同法第四十六条において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、法人臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

2 法人税法第三百三十条第二項の規定は、法人が提出した前項の規定による青色の申告書に係る法人臨時特別税について準用する。

第五節 雑則

(代表者等の自署押印)

第十八条 法人税法第五十一条の規定は、法人

の提出する法人臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について準用する。

(当該職員の間接検査)

第十九条 国税庁の当該職員又は法人の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、法人臨時特別税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は法人の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、法人臨時特別税に関する調査について必要があるときは、法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地を所轄する税務署又は国税局の当該職員以外の当該職員のものに所属する税務署又は国税局の所轄する区域内に本店、支店、工場、営業所

の他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について準用する。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等)
第二十条 法人臨時特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
法人税法		第二十八条第一号	除く。として	除く。及び法人臨時特別税（附帯税を除く。）として
第三十八条第一項		法人税の額	法人税の額	法人税の額及び法人臨時特別税の額
第六十七条第二項		金額	金額	金額及び当該課税事業年度の臨時措置法に規定する課税標準法人税額につき臨時措置法第四章第三節（税額の計算）の規定により計算した法人臨時特別税の額

平成三年三月六日

参議院會議録第十二号

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措
置に関する法律案

六

国税通則法	第六十九條第二項	第八十二條	第九十三條第二項第三号	第九十四條第一号	第十五條第二項第三号	第二十一條第二項、第三十條第二項、第三十三條第二項及び第三十四條第二項	第六十五條第三項第二号	第七十五條第四項第一号	第八十五條第一項及び第八十六條第一項	第五十三條第九項	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
	の控除限度額と	掲げる金額につき	法人税並びに	法人税の	所得に対する法人税	法人税	加算した金額	又は法人税法	法人税	控除限度額	
	の控除限度額及び法人臨時特別税控除限度額として政令で定める金額と	掲げる金額又は臨時措置法第四條第六号(定義)に規定する法人臨時特別税申告書に記載すべき臨時措置法第十四條第一項第一号若しくは第二号(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額につき	法人税及び同号に規定する法人臨時特別税並びに	法人税又は法人臨時特別税の	所得に対する法人税及び当該各事業年度の臨時措置法に規定する課税標準法人税額に対する法人臨時特別税	法人税及び法人臨時特別税	加算した金額(湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第号。以下「臨時措置法」という。)第十三條(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額)	、法人税法又は臨時措置法	法人税、法人臨時特別税	控除限度額と湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第号。以下「臨時措置法」という。)第十三條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額	

第三百二十一条の八第九項		第四十七條第十項		建物の区分所有等に関する法律(昭和二十七年法律第六十九号)	
控除限度額及び	の政令で定めるものとの合計額	法人税に	の政令で定めるもの	法人税に	の政令で定めるもの
控除限度額及び臨時措置法第十三條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額と	の政令で定めるものとの合計額	法人税及び法人臨時特別税に	の政令で定めるもの	法人税及び法人臨時特別税に	の政令で定めるもの

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一條第一号の規定の適用については、法人税及び法人臨時特別税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法第五十八條第一項第一号イに規定する更正決定等(以下この号及び次項において「更正決定等」という。)については不服申立てがされてゐる場合において、当該法人税又は法人臨時特別税と納税義務者及び事業年度が同一である他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十條第一項若しくは第二項、第一百四條第二項又は第一百五條第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人臨時特別税の同法第十九條第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租税特別措置法第六十六條の五第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課税事業年度の法人臨時特別税に係る更正決定等及び国税の徴収権(国税通則法第七十二條第一項に規定する国税の徴収権をいう。)の時効について準用する。この場合において、租税特別措置法第六十六條の五第十

六項中「課税の特例」とあるのは「課税の特例」(湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第号)第二十條第三項(法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。次条において同じ。)(と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人臨時特別税」と、「法人税」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人臨時特別税に係る」と、「当該法人税」とあるのは「当該法人税又は法人臨時特別税」と、同条第十七項中「法人税」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税」と読み替へるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、法人臨時特別税に係る法人税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第二十一條 偽りその他不正の行為により、第十四條第一項第二号に規定する法人臨時特別税の額につき法人臨時特別税を免れた場合には、法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。以下この節において同じ。)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年

以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた法人臨時特別税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた法人臨時特別税の額に相当する金額以下とすることが出来る。

第二十二條 正当な理由がなくて第十四條第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十三條 第十八條において準用する法人税法第五十一條第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する法人臨時特別税申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第二十五條 法人臨時特別税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十一條、第二十二條又は第二十四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十一條、第二十二條又は第二十四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十一條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五章 石油臨時特別税

第一節 総則

(定義)
第二十七條 この章及び附則第二条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 原油 石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第一号に規定する原油をいう。
二 石油製品 石油税法第二条第二号に規定する石油製品をいう。

三 ガス状炭化水素 石油税法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。

四 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九條に規定する保税地域をいう。

(課税物件)
第二十八條 原油及び石油製品並びにガス状炭化水素には、この法律により、石油臨時特別税を課する。

(納税義務者)
第二十九條 原油又はガス状炭化水素の採取者（石油税法第五條第一項ただし書、第六條又は第三十條第六項の規定により原油又はガス状炭化水素の採取者とみなされる者を含む。）は、平成三十

年四月一日から平成四十四年三月三十一日までの間にその採取場（同法第五條第五項又は第十條第六項の規定により原油又はガス状炭化水素の採取場とみなされる場所を含む。附則第二条において同じ。）から移出した原油又はガス状炭化水素（同法第五條第一項の規定の適用がある場合には、その消費される原油又はガス状炭化水素とし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価される原油又はガス状炭化水素とし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する原油又はガス状炭化水素とする。）につき、石油臨時特別税を納める義務がある。

2 原油等（石油税法第四條第二項に規定する原油等をいう。以下この章及び附則第二条第三項において同じ。）を平成三十一年四月一日から平成四十四年三月三十一日までの間に保税地域から引き取る者（同法第五條第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。第四十三條第一項第二号において同じ。）は、その引き取る原油等（同法第五條第二項の規定の適用がある場合には、その消費される原油等）につき、石油臨時特別税を納める義務がある。

(適用除外)
第三十條 ガス状炭化水素の採取者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するガス状炭化水素のみを採取するものには、当該ガス状炭化水素については、この章の規定を適用しない。

(納税地)
第三十一條 石油臨時特別税の納税地は、石油税の納税地となる場所とする。

第二節 課税標準及び税率
(課税標準)
第三十二條 石油臨時特別税の課税標準は、石油税の課税標準となる原油等の数量とする。

(税率)
第三十三條 石油臨時特別税の税率は、次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき千二百円

二 ガス状炭化水素のうち関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七一・一、一、一及び第二七一・二、二に掲げる天然ガーストーンにつき三百六十円

三 ガス状炭化水素（前号に掲げるものを除く。）一トンにつき三百三十五円

第三節 免税及び税額控除等
(未納税移出等)
第三十四條 石油税法第十條第一項若しくは第十四條第一項、租税特別措置法第九十條の四第一項その他の法律又は条約の規定により石油税を免除するときは、当該免除に係る原油等に係る石油臨時特別税を免除する。ただし、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）の規定により石油税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた原油等について租税特別措置法第九十條の四第五項その他の法律の規定により石油税を徴収することとなるときは、当該石油税を徴収すべき者から当該原油等に係る石油臨時特別税を徴収する。

(戻入の場合の石油臨時特別税の控除等)
第三十五條 石油臨時特別税及び石油税課税済みの原油等につき、石油税法第十二條第一項から第四項までの規定により石油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した石油臨時特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 石油臨時特別税及び石油税課税済みの原油等につき、租税特別措置法第九十條の五第一項又

は第九十条の六第一項の規定により石油税額に相当する金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算した石油臨時特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。

3 前二項の規定により石油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて石油臨時特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の三分の一に相当する石油臨時特別税額に相当する金額及び三分の二に相当する石油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとす

4 石油税法第十二条第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について、租税特別措置法第九十条の五第六項及び第九十条の六第六項の規定は、第二項の規定による還付について、それぞれ準用する。

第四節 申告及び納付等
(申告及び納付等)

第三十六条 石油臨時特別税は、石油税の申告にあわせて申告して納付し、又は石油税にあわせて徴収しなければならない。

2 石油臨時特別税及び石油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の三分の一に相当する税額の石油臨時特別税及び三分の二に相当する税額の石油税の納付があつたものとする。

(担保の提供)

第三十七条 石油税法第十八条の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、石油臨時特別税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油税法第十九条第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、石油臨時特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 石油税法第十九条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

(延滞税)

第三十八条 国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る石油臨時特別税額及び石油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき石油臨時特別税に係る延滞税の額及び石油税に係る延滞税の額とする。

2 第三十六条第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第三十九条 前条第一項の規定は、国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第三十六条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充当)

第四十条 石油臨時特別税に係る過誤納金は、石油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の石油臨時特別税及び石油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の三分の一に相当する石油臨時特別税の過誤納金及び三分の二に相当する石油税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の三分の一に相当する未納の石油臨時特別税及び三分の二に相当する未納の石油税に対する充当があつたものとする。

(還付加算金)

第四十一条 国税通則法の規定により還付加算金

を、第三十五条第一項及び石油税法第十二条の規定による石油臨時特別税及び石油税の還付に係る金額又は石油臨時特別税及び石油税の過誤納額に算入すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき石油臨時特別税に係る還付加算金及び石油税に係る還付加算金とする。

2 石油臨時特別税及び石油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第四十二条 石油臨時特別税及び石油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第五節 雑則

(当該職員の特権)

第四十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下この章において「当該職員」という。)は、石油臨時特別税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができ

一 石油税法第二十一条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する原油等、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 原油等を保税地域から引き取る者(石油税法第十五条第一項の承認を受けている者を除く。)に対して質問し、その引き取る原油等を検査すること。

三 租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第三項、第九十条の五第五項若しくは第九十条の六第二項若しくは第三項に規定する者

に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する特定石油製品等(同法第九十条の四第一項に規定する石油製品等、同法第九十条の五第一項に規定する揮発油若しくは石油化学製品又は同法第九十条の六第一項に規定する重油をいう。以下この条において同じ。)、帳簿書類その他の物件を検査すること。

四 第一号に規定する者の業務に関する原油等、第二号に規定する原油等又は前号に規定する者の業務に関する特定石油製品等について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

五 運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、石油臨時特別税に関する調査について必要がある場合には、前項第一号又は第三号に規定する者の組織する団体(当該団体をもって組織する団体を含む。)に対して、その団体の原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等若しくは特定石油製品等の取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第四号の規定により採取した見本に関しては、第二十九条及び第三十六条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(石油臨時特別税に係る石油税法の適用の特例)

第四十四条 石油臨時特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

平成三年三月六日

参議院會議録第十二号

沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
石油税法	第十条第五項並びに第十五条第三項第二号並びに第四号第三号	石油税	石油税及び石油臨時特別税
租税特別措置法	第九十条の六第六項	第一項	第一項及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十五条第二項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第二条第一号	石油税	石油税及び石油臨時特別税
	第四条第一項	又は石油税	石油税又は石油臨時特別税
	適用する日		適用する日(石油税法第十五条第二項(引取りに係る原油等)についての課税標準及び税額の申告等の特例)の規定の適用を受ける者が同条第一項に規定する原油等を保税地域から引き取る場合における当該原油等に係る石油税及び石油臨時特別税については、関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入の許可の日)
	第四条第二項	前項の規定	前項の規定(石油税及び石油臨時特別税に係る部分を除く)
	第十二条第二項	係る石油税	係る石油税及び石油臨時特別税
	第十六条第二項	石油税法及び	石油税法、沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)以下この条において「臨時措置法」という。及び
国税通則法	第十六条第六項	石油税法	石油税法、臨時措置法
	石油税の		石油税及び石油臨時特別税の
	第十六条第七項	石油税法	石油税法、臨時措置法
	第二条第三号	及び石油税	石油税及び石油臨時特別税
	第十五条第二項	石油税	石油税及び石油臨時特別税
	第七号		石油税及び石油臨時特別税

国税徴収法(昭和三十三年法律第百四十七号)	第二条第三号	及び石油税	石油税及び石油臨時特別税
災害被害者に対する租税の減免徴収等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)	第七条第一項	若しくは石油税	石油税若しくは石油臨時特別税
	第七条第二項	又は石油税法第十二条第一項若しくは第四項	石油税法第十二条第一項若しくは第四項
	第七条第三項	地方道路税	地方道路税又は石油税及び石油臨時特別税
	第七条第四項	これらの税目	揮発油税及び地方道路税又は石油税及び石油臨時特別税
相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)	第十四条第二項	石油税	石油税、石油臨時特別税
会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)	第一百九条	石油税	石油税、石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第 号)第三十六条第一項(臨時措置法)の規定により当該石油税に納付すべき石油臨時特別税

2 前項に定めるもののほか、石油臨時特別税に係る石油税法その他の法令の規定の技術的調整その他のこの章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により石油臨時特別税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第三十五条第一項又は第二項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る原油等に対する石油臨時特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油臨時特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第四十六条 第四十三条第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第四号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第四十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第六章 臨時特別公債の発行等

第四十八条 政府は、財政法（昭和二十二年法律

第三十四条）第四条第一項の規定にかかわらず、平成二年度の一般会計補正予算（第二号）により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、平成三年度から平成六年度までの間に

第三十三条の規定による一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金並びに平成三年度及び平成四年度における前二章の規定による法人臨時特別税及び石油臨時特別税（第五十条及び第五十一条において「臨時特別税」と総称する。）の収入によって償還すべき公債（以下「臨時特別公債」という。）を発行することができる。

2 臨時特別公債の発行は、平成三年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される臨時特別公債に係る収入は、平成二年度所屬の歳入とする。

（臨時特別公債等の償還）

第四十九条 臨時特別公債及び当該臨時特別公債に係る借換国債（国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項又は第五号ノ二の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。次条第二項及び第五十一条において同じ。）については、平成六年度までの間に償還するものとする。

第七章 臨時特別税の収入の使途等

（臨時特別税の収入の帰属及び使途）

第五十条 平成三年度及び平成四年度における臨時特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

2 前項の規定により平成三年度及び平成四年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れられた臨時特別税の収入は、臨時特別公債（当該臨時特別公債に係る借換国債を含む。次条及び第五十二条第一項において同じ。）の償還に要する費用（割引の方法により発行した場合においては、発行価格に相当する部分に限るものとし、借換国債を発行した場合においては、当該借換

国債の収入をもって充てられる部分を除く。次条において同じ。）の財源に充てるものとする。

（一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金の使途）

第五十一条 平成三年度から平成六年度までの間における第三十三条の規定による一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金は、臨時特別公債の償還に要する費用のうち前条第二項の規定により臨時特別税の収入をもって充てられる部分以外の部分の財源に充て、なお残余があるときは、臨時特別公債以外の公債（財政法第四十四条第一項ただし書の規定により発行された公債（当該公債に係る借換国債を含む。）を除く。）の償還に要する費用の財源に充てるものとする。

（国債整理基金特別会計法の適用に関する特例）

第五十二条 臨時特別公債は、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

2 第四十八条第二項に規定する平成三年四月一日以後発行される臨時特別公債は、国債整理基金特別会計法第二条ノ二第一項の規定の適用については、同年三月三十一日に発行されたものとみなす。

（国債収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例）

第五十三条 平成三年度及び平成四年度における国債収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第六条第二項の規定の適用については、同項中「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」とする。

第八章 雑則

（広報活動等）

第五十四条 政府は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章及び第五章の規定並びに次条の規定は、平成三年四月一日から施行する。

（戻入の場合の石油税の控除等に関する経過措置）

第二条 平成三年四月一日前に原油若しくはガスタン炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油又はガスタン炭化水素につき、同日から平成四年三月三十一日までの間に石油税法第十二条第一項、第二項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成三年四月分から平成四年三月分までの各月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十三条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十二条及び第十三条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「石油税額」とあるのは、「石油税額（沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律附則第二条第一項の規定による還付を受けようとする石油税額を除くものとし、）」とする。

2 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に原油若しくはガスタン炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から移出され、又は保税地域から引き取られた原油又はガスタン炭化水素につき、同年四月一日以後に石油税法第十二条第一項、第二項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする同月以後の各月分については、同法第十三条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十二条及び第十三条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規

定の適用については、同項第五号中「石油税額」とあるのは、「石油税額(沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律附則第二条第二項の規定による還付を受けようとする石油税額を除くもの」とする。

3 平成四年四月一日前に原油若しくはガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油等に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前二項の規定に準じ、政令で定める。

〔大河原太一郎君登壇 拍手〕

○大河原太一郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、沿岸地域における平和回復活動を支援するため、沿岸平和基金に対し平成二年度の一般会計補正予算第2号に基づいて緊急に資金を提出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として、別に予算で定める措置にあわせて、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特例措置及び一般会計の歳出予算等に係る節減に伴う同会計からの国債整理基金特別会計への繰り入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入により償還すべき臨時特別公債の発行に関する措置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、追加支援規模を九十億ドルに決定した根拠と経緯、臨時特別公債の財政上の性格、中東地域の戦後復興に対する我が国の果たすべき役割、外国為替資金特別会計からの繰入金による財源調達の実当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して前畑幸子委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、連合参議院を代表して古川太三郎委員より本法律案にそれぞれ反対、自由民主党を代表して倉田寛之理事、公明党・国民会議を代表して峯山昭範理事よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 本案に対し、討論の通告がございします。発言を許します。鈴木和美君。

〔鈴木和美君登壇 拍手〕

○鈴木和美君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、たいだいま議題となりました法律案に対し、反対討論を行うものであります。

今回の沿岸戦争勃発はイラクの武力によるクウェート併合に最大の原因がありますが、これに対する米国の初めとする多国軍の迅速な動きは武力行使にも一因があると思っております。特に国連その他の国々のイラクに対するクウェートからの撤退呼びかけなど、ぎりぎりの努力が払われていた中で、停戦調停が実りつつあったなかで、数多くの戦争犠牲者を生んだことはまことに残念であります。この結果、死者だけでも十五万人に達するとも言われています。ベトナム戦争以来の最大悲劇が現出したのであります。

また、たび重なる空爆による大気汚染や、原油の大量流出などによる地球環境破壊の規模ははかり知れず、今後その修復にかなりの時間と資金が必要とされているばかりか、現状に復帰するのはほとんど不可能に近いとも言われているのであります。

かくして沿岸戦争はようやく終結の段階を迎えましたが、私は思うのであります。東西の冷戦時代が解消しつつある中で、こうした米国の中心とした力の論理によって今後地球上に発生した紛争を解決しようとする機運が少しでも新国際秩序の中に組み込まれるとするならば、極めて遺憾なことであり、断じて認めるわけにはいかないものであります。

先ほども触れましたように、自衛隊の海外派遣問題があります。さきの国会で国連平和協力法案が廃案となりましたが、その最大の理由は自衛隊の海外派遣まかりならぬということにあったことは周知の事実であります。しかるに政府は、自衛隊の海外派遣を強行するため、過去におけるこの種の問題についての数々の政府見解といきさつを一切無視したばかりでなく、今まさに国会の会期中にもかわらず、法律改正を行わず、沿岸危機に伴う避難民の輸送に関する暫定措置政令という特例政令の制定により、この事態を乗り切ろうとしたのであります。このような海部内閣の横暴かつ独断的な態度に対して、改めて抗議せざるを得ません。

特に、この特例政令は沿岸戦争の終結に伴い発効しないまま効力を失うこととなりましたが、政府は二度とかかる国会審議権を無視した政令制定を行わないようにするとともに、本政令を直ちに廃止することを強く政府に求めます。

さて、本法律案は、我が国がその国際的地位にふさわしい支援を行うという美名のもとに、沿岸地域における平和回復活動を武力の行使によって行ってきた米国など関係諸国に対し、沿岸平和基金を通じ新たに九十億ドルの資金を追加提出するため、これに必要な財源確保策などの財政上の措置を講じようとするものであります。しかし、こうした多国軍による武力行使は、平和を標榜し、いかなる国の戦争にも加担しないことを国是とする我が国にとっては、到底相入れないものであります。たとえ提出金の一部でもその戦費に使われる可能性のある資金の協力は、憲法に違反するものと言わざるを得ません。

しかも、この九十億ドルの積算根拠は極めてあいまいであります。大多数の国民は、戦争が三カ月続いた場合の多国軍の戦費の二〇％相当額、つまり九十億ドル提出の決定が先にありきで、米国の初めとする多国軍側の強い要求で決められたものだとして判断しているものであります。

さらに、ダーマン・アメリカ行政管理局局長は、アメリカ政府が要求した沿岸費用のための一九九一年度補正予算についての記者会見で、戦争が早期に終結しても外国からの支援は返還するつもりがないことを明らかにしているものであります。三カ月を待たずに沿岸戦争が終結したにもかかわらず九十億ドルを丸々提出することは、まさに米軍の軍事費の肩がわりであり、戦費の負担と言わずして何と云えるのでありましょうか。

また、タトワイラー米報道官が、沿岸戦争に対する日本の財政支援は、武器弾薬などでなく、すべて後方の兵たん部門の経費に充てられるとした発言があったとしても、これはすべて気休めにすぎず、詭弁であると言わざるを得ません。仮にそうでないとするならば、資金について提出した国ごとにお金に色がついているとでも言うのでありましょうか。私は、この点を考えれば、お金は全く同じものだと思っております。

次に、その財源調達の手段についてであります。当初案は、御案内のように、追加支援九十億ドルの全額を法人税、石油税、たばこ税の三税の臨時増税で確保することとし、その税収が得られるまでの間、つなぎの臨時特別公債を発行しようというものであります。その後、平成三年度予算の修正を含め、歳出経費の節減と税外収入の増加を図ることにより財源を確保する一方、なお不足する財源として、法人税と石油税の臨時増税を実施することに軌道修正したのであります。

こうして、当初案から見ればつなぎの臨時特別公債は二千億円減額されたことにはなりません。しかし、この公債の性格はまさに赤字公債そのものの

平成三年三月六日 参議院會議録第十二号

沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

ではないでしょうか。しかるに、政府は、従来の赤字公債とは異なり償還財源の手当てがしてあることを殊さら強調し、平成二年度に財政が特例公債依存体質から脱却するという積年の課題である財政再建目標が達成されたとの見解を明らかにしております。かかるへ理屈がまかり通るとするならば、今後の財政運営に当たって、経常収支を賄う財源に不足を来した場合、臨時増税や歳出経費の削減による財源を当てにして、この種の臨時特別公債を統廃するという便法を容認することにはなりません。これまでの財政再建の努力がまさに水泡に帰しかねぬということでしょう。

また、我が国が原油輸入の七割以上を中東地域に依存し、さらに企業の海外進出などに着目し、臨時増税の対象として石油税と法人税に限定したことは極めて短絡的であり、政府のつじつま合わせの財源対策と言わざるを得ません。

我が党としては、そもそも事実上の戦費協力としての色彩が強い九十億ドルの拠出に反対であります。次期中期防の規模の削減についても極めて不十分であります。さらに、本法律案の内容についても、財政運営の放漫化を招くおそれもあります。したがって、私はこの法案に賛成することとはできません。

最後に、湾岸戦争は停戦の段階を迎えて、ポスト中東問題並びにその復興対策に世界の関心は移りつつあります。不幸にして戦禍に見舞われた中東諸国及びその周辺国、さらにはそこに移住者の収入を依存してきたアジア諸国を初めとした数々の影響国において、はかり知れない貧困と飢饉をもたらしていることは否めない事実であります。平和憲法を標榜する我が国にとって、停戦を迎えた現在は、今後の戦後復興などに当たって、人道的な立場から積極的な貢献をすべく、さらなる援助資金の確保、真に中東地域を初めとした関係諸国の人々が我が国に対して期待する復興援助、……○議長(土屋義彦君) 鈴木君、時間が超過いたしました。簡単に願います。

○鈴木和美君(統) 環境改善等に最善を尽くすべきことを主張いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)
○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)
本日はこれにて散会いたします。(拍手)
午後四時五十一分散会、

出席者は左のとおり。

議長	土屋 義彦君
副議長	小山 一平君
議員	寺崎 昭久君
	白浜 一良君
	今泉 隆雄君
	野村 五男君
	猪熊 重二君
	猪木 寛至君
	田辺 哲夫君
	及川 順郎君
	勝木 健司君
	斎藤 文夫君
	常松 克安君
	中野 鉄造君
	小西 博行君
	岩本 政光君
	太田 淳夫君
	広中和歌子君
	山田 勇君
	前田 勲男君
	星野 朋市君
	針生 雄吉君
	足立 良平君
	中川 嘉美君
	西川 潔君
	鈴木 貞敏君
	片上 公人君
	刈田 貞子君
	下稻葉耕吉君
	木宮 和彦君
	矢原 秀男君
	橋本孝一郎君
	板垣 正君
	鶴岡 洋君
	和田 教美君
	井上 計君
	井上 孝君
	黒柳 明君

峯山 昭範君	高桑 栄松君	香掛 哲男君	宮崎 秀樹君
中西 珠子君	三木 忠雄君	岡野 裕君	大浜 方榮君
田淵 哲也君	三治 重信君	大城 眞順君	松尾 官平君
田中 正巳君	熊谷太三郎君	向山 一人君	森山 眞弓君
加藤 武徳君	山口 光一君	藤井 孝男君	倉田 寛之君
大島 慶久君	吉川 芳男君	竹山 裕君	石井 道子君
上杉 光弘君	小野 清子君	田沢 智治君	福田 宏一君
藤田 雄山君	西田 吉宏君	松浦 功君	中村 太郎君
成瀬 守重君	田村 秀昭君	村上 正邦君	沢田 一精君
須藤良太郎君	前島英三郎君	斎藤栄三郎君	大鷹 淑子君
高橋 清孝君	永田 良雄君	岡田 広君	野末 陳平君
永野 茂門君	野沢 太三君	大島 友治君	長田 裕二君
平野 清君	秋山 肇君	初村滝一郎君	中西 一郎君
大塚清次郎君	青木 幹雄君	山東 昭子君	林田悠紀夫君
守住 有信君	狩野 明男君	山下 卓志君	佐々木 満君
吉川 博君	山岡 賢次君	下条進一郎君	井上 裕君
石原健太郎君	石井 一二君	三重野栄子君	喜岡 淳君
大河原太郎君	大木 浩君	西野 康雄君	高 正敏君
岡部 三郎君	川原新次郎君	村田 誠雄君	紀平 悌子君
関口 恵造君	柳川 覺治君	種田 誠君	岩本 久人君
宮澤 弘君	高木 正明君	肥田美代子君	北村 哲男君
谷川 寛三君	田代由紀男君	前畑 幸子君	櫻井 規順君
北 修二君	後藤 正夫君	西岡瑠璃子君	三上 隆雄君
梶原 清君	仲川 幸男君	小林 正君	堀 利和君
山本 富雄君	伊江 朝雄君	國弘 正雄君	谷本 巍君
服部 安司君	鈴木 省吾君	会田 長栄君	清水 澄子君
世耕 政隆君	原 文兵衛君	三石 久江君	野別 隆俊君
井上 吉夫君	遠藤 要君	庄司 中君	栗村 和夫君
坂野 重信君	岩崎 純三君	竹村 泰子君	千葉 景子君
斎藤 十朗君	久世 公堯君	一井 淳治君	田淵 勲二君
中曾根弘文君	松浦 孝治君	渡辺 四郎君	及川 一夫君
本村 和喜君	真島 一男君	山口 哲夫君	細谷 昭雄君
清水嘉与子君	木暮 山人君	本岡 昭次君	大森 昭君
鎌田 要人君	片山虎之助君	松前 達郎君	稻村 稔夫君
鹿熊 安正君	尾辻 秀久君	菅野 久光君	稲山 篤君
二木 秀夫君	陣内 孝雄君	村沢 牧君	安恒 良一君
井上 章平君	石川 弘君	対馬 孝且君	田 英夫君
石渡 清元君	合馬 敬君	赤桐 操君	浜本 万三君

があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の 官職名	氏 名	異動後の 官職名	異 動
消防庁次 長	島崎 実 (退職)	平三・三・一	年月日

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。

消防庁次長 渡辺 明君

同日内閣総理大臣から議長宛、消防庁次長渡辺明君(同日議長承認)を第百二十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

須藤良太郎君	大木 浩君
田村 秀昭君	伊江 朝雄君
野村 五男君	岡田 広君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

H I V 対策に関する質問主意書(下村泰君提出)

国連安全保障理事会決議の実効性確保に関する質問主意書(正敏君提出)

一昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

星野 昶市君	秋山 肇君
中西 珠子君	片上 公人君

補欠

辞任

秋山 肇君	野末 陳平君
-------	--------

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

決算委員

辞任

補欠

平成三年三月六日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

下条進一郎君

合馬 敬君

吉川 芳男君

清水嘉与子君

社会労働委員

辞任

補欠

清水嘉与子君

吉川 芳男君

商工委員

辞任

補欠

合馬 敬君

下条進一郎君

予算委員

辞任

補欠

秋山 肇君

野末 陳平君

中村 太郎君

須藤良太郎君

上田耕一郎君

高崎 裕子君

池田 治君

新坂 一雄君

決算委員

辞任

補欠

野末 陳平君

秋山 肇君

議院運営委員

辞任

補欠

須藤良太郎君

中村 太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

常松 克安君

及川 順郎君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を文教委員会に付託した。

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成二年度一般会計補正予算(第二号)及び平成二年度特別会計補正予算(第二号)審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

湾岸地域における平和回復活動を支援するため

平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案(閣法第四九号)審査報告書

参議院議長 土屋 義彦殿

正敏

国連安全保障理事会決議六七八の有権的解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年二月十四日

参議院議長 土屋 義彦殿

正敏

国連安全保障理事会決議六七八の有権的解釈に関する質問主意書

私が先に提出した「国連安全保障理事会決議六七八に関する質問」に対する政府答弁書(九一年二月八日)によれば、安保理決議の有権的解釈を行

い得るのは安保理であり、同決議がイラクに対する武力行使を容認していることは「同決議を採択した安保理構成国の共通の理解であると認識している」としてゐる。しかしながら、同決議に賛成

した安保理構成国であるマレーシアが同決議に基づき武力行使に反対を表明していることは、前回私が提出した質問で指摘したとおりである。また

同決議が武力行使を容認していることを明確に表明しているのはカナダだけである(国連広報部発行プレスリリースのC/1993参照)。政府の見解

ははなはだ疑わしいと言わざるを得ない。そこで、以下質問する。

一 安保理において、同決議がイラクに対する武力行使を容認しているとの解釈が示されたのか

否か。もし示されたのであれば、いつの安保理においてか。

二 もし安保理において、一における解釈が示されていなければ、日本政府はどのような手段を用いて「安保理構成国の共通の理解である」と

認識することができたのか。例えば、安保理構成国すべてに対して、同決議の解釈について照会を行うようなことをしたのか。具体的に明らかにされたか。

三 国連加盟諸国は安保理の解釈に拘束されるのか否か。

四 国連加盟諸国が安保理の解釈に拘束されないとしても、日本政府としては安保理の解釈に自発的に従うのか。

右質問する。

平成三年三月一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員正敏君提出国連安全保障理事会決議六七八の有権的解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出国連安全保障理事会決議六七八の有権的解釈に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という)決議六七八を採択した千九百九十年十一月二十九日の安保理において、冒頭、議長である米国のベーカー國務長官が同決議案について発言し、その中で、同決議案の「必要な手段」には武力の行使を含む旨の見解を述べ、それに引き続いてすべての安保理構成国代表が発言したが、ベーカー國務長官が示したこの見解に反対する発言はなかった。このような点も含めた安保理決議六七八採択の経緯から、同決議が国際連合憲章に基づきイラクに対する武力行使を容認しているとの解釈は、同決議を採択した安保理構成国の共通の理解であると認識している。

三及び四について

国際連合憲章上、国際連合加盟国は安保理の

決定に拘束され、安保理決議の有権的解釈は安保理によって行われる。

国立西が丘競技場に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年二月二十日

参議院議長 土屋 義彦殿

上田耕一郎

国立西が丘競技場に関する質問主意書

東京都北区にある国立西が丘競技場は、一般に公開されていても自由に利用できる施設として、年間延べ約五十万人もの多くの人が利用してきた。ところが文部省はここに、「国立スポーツ科学センター」を設置しようとしている。もしこのような施設が設置されるならば、これまでこの施設を利用してきた多くのスポーツ愛好家は、一般利用施設を利用できなくなるか、又は大幅に利用が制限されるため、国立西が丘競技場に「国立スポーツ科学センター」を設置することに反対している。また東京北区議会、板橋区議会も「国立スポーツ科学センター」の国立西が丘競技場内設置計画の撤回と同競技場の一般利用施設存続を求める意見書「国立西が丘競技場一般利用施設廃止計画に反対する意見書」を全会一致で採択している。そもそも文部省の考えるような施設の設置は、「国立総合体育研究研修センター」として、昭和五十六年度から昭和六十三年度予算まで八年間わたって調査費がつけられ、土地も国有財産中央審議会の答申に基づいて、東京都渋谷区西原の旧東京教育大学跡地の一部に建設することが決まっていたものであり、JOCや日本体育協会などからも早期建設要求が出されていたものである。そのような経過をいとも簡単に反故にして、「国立スポーツ科学センター」を北区の国立西が丘

競技場に設置するなどということは到底認められないことであり、以下質問する。

一 渋谷区西原の旧東京教育大学跡地の一部を「国立総合体育研究研修センター」用地として使用するということは、昭和四十八年一月十日の第二十回国有財産中央審議会で答申され、さらに昭和五十六年度から六十三年度までに合計約二千六百五十万円が調査費として予算化されている。今になってこの計画を変更して北区の国立西が丘競技場に「国立スポーツ科学センター」を設置しようとする理由はなにか。

二 文部省は、大蔵省の了解のもとに国有地である旧東京教育大学跡地に「国立総合体育研究研修センター」を建設するために調査費をつけた。その計画を、地価の高騰を理由にして変更するなどということは、あつてはならないことではないか。

三 旧東京教育大学跡地に予定していた「国立総合体育研究研修センター」用地部分の利用計画は具体的にあるのか。あるならばどのような内容か。

四 国立西が丘競技場に「国立スポーツ科学センター」を建設した場合、これまでの一般の利用形態、内容についてどのように考えているのか。これまでの一般の利用内容、形態が従来どおり保障されるのか。スポーツサウナ、テニス、プール、体育館、サッカーについて具体的に明らかにしていただきたい。

五 文部省の北区議会企画総務委員会への説明によると、スポーツサウナの廃止、テニスコートの縮小など、これまでの一般の利用ができなくなるか大幅に制限される内容のものとなっている。これまでの一般の利用が保障されない「国立スポーツ科学センター」を国立西が丘競技場に設置することは中止すべきではないか。右質問する。

平成三年三月一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員上田耕一郎君提出国立西が丘競技場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出国立西が丘競技場に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国立スポーツ科学センター(仮称)については、各方面の提言を踏まえ、昭和六十三年に従来の国立総合体育研究研修センター(仮称)構想の再検討を行い、競技力向上のためのスポーツ科学の研究、科学的トレーニングの場の提供等を行う施設として構想し、その早期設置を図ることとした。

国立スポーツ科学センター(仮称)の建設予定地については、当初の旧東京教育大学体育学部跡地では、設置主体である日本体育・学校健康センターの施設が更に分散することになり管理運営上の問題が生じること、用地の状況から建設に当たって種々困難な点があること等の理由により、現に日本体育・学校健康センターが設置している国立西が丘競技場の用地に変更したものである。

三について
現在のところ、具体的な利用計画は決まっていない。

四及び五について
国立西が丘競技場の用地に国立スポーツ科学センター(仮称)を建設した場合における地域住民の施設利用については、同競技場の従来の経緯等も勘案しつつ、今後、検討を行ってまいりたい。

〔参照〕

三月四日議長において、左のとおり議席を変更した。

五	星野 朋市君	八八	後藤 正夫君
一一	野村 五男君	一〇七	真島 一男君
一六	鈴木 貞敏君	一〇九	木暮 山人君
一七	田辺 哲夫君	一一〇	鎌田 要人君
二三	下稻葉耕吉君	一一一	片山虎之助君
二四	斎藤 文夫君	一一二	鹿熊 安正君
二五	木宮 和彦君	一一三	尾辻 秀久君
三二	板垣 正君	一二四	二木 秀夫君
三三	岩本 政光君	一二五	陣内 孝雄君
四〇	井上 孝君	一二六	井上 章平君
四一	前田 勲男君	一二七	石川 弘君
五二	山口 光一君	一二八	石渡 清元君
五三	大島 慶久君	一二九	合馬 敬君
五七	藤田 雄山君	一二二	岡野 裕君
五八	西田 吉宏君	一二三	大浜 方栄君
五九	成瀬 守重君	一二四	大城 眞順君
六〇	田村 秀昭君	一二五	松尾 官平君
六一	須藤良太郎君	一二六	向山 一人君
六三	高橋 清孝君	一二七	森山 眞弓君
六四	永田 良雄君	一二二	田沢 智治君
六五	永野 茂門君	一二三	名尾 良孝君
六六	野沢 太三君	一二四	福田 宏一君
六七	平野 清君	一二五	松浦 功君
六八	秋山 肇君	一二八	沢田 一精君
六九	大塚清次郎君		
七〇	青木 幹雄君		
七一	守住 有信君		
七二	狩野 明男君		
七三	吉川 博君		
七四	山岡 賢次君		
七五	大河原太一郎君		
七八	大木 浩君		
七九	岡部 三郎君		
八〇	川原新次郎君		
八一	関口 恵造君		
八五	谷川 寛三君		
八六	田代由紀男君		
八七	北 修二君		

平成三年三月六日 参議院会議録第十二号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4302
定 価	本号一部 一 二 三 円
(税)	三 円 七 角 五 分